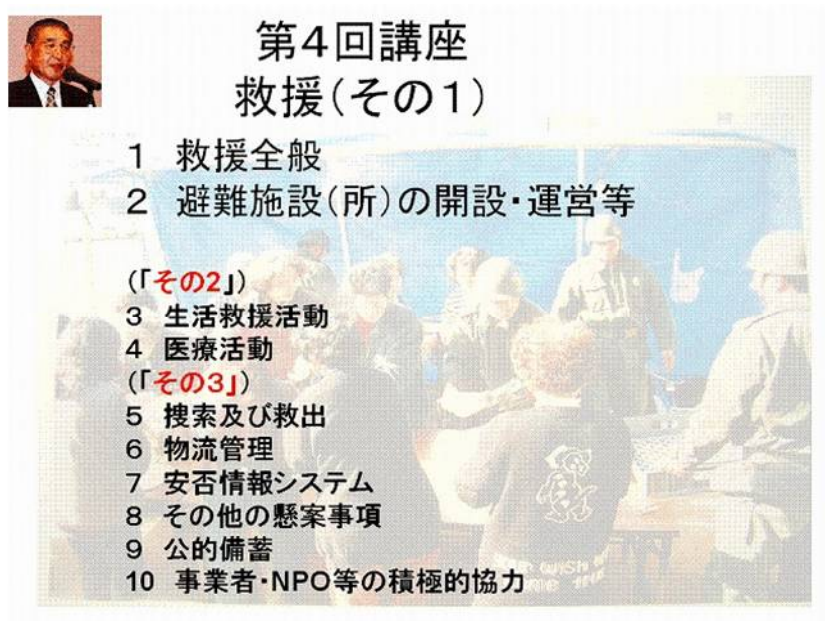


## 第4回 救援 その1

山下塾第4回講座のテーマは、「救援」です。説明項目はスライドにお示ししている通りです。

その1からその3に区分して説明することと致します。各1回をスライド概ね10枚程度としました。



**第4回講座**  
**救援(その1)**

- 1 救援全般
- 2 避難施設(所)の開設・運営等

(「その2」)

- 3 生活救援活動
- 4 医療活動

(「その3」)

- 5 捜索及び救出
- 6 物流管理
- 7 安否情報システム
- 8 その他の懸案事項
- 9 公的備蓄
- 10 事業者・NPO等の積極的協力

このスライドは、救援の意義及び特性を端的に示しています。

自然災害時と武力攻撃事態時における救援の実施責任者が異なることに留意して頂きたいと思います。

武力攻撃事態の特性により、知事の責任としたものです。

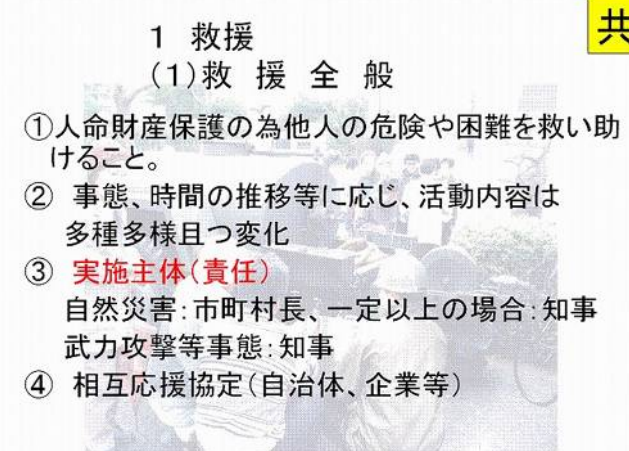
救援においては自治体相互間或いは企業との間で多種多様な相互応援協定が締結されています。

**共**

## 1 救援

### (1) 救援全般

- ① 人命財産保護の為他人の危険や困難を救い助けること。
- ② 事態、時間の推移等に応じ、活動内容は多種多様且つ変化
- ③ **実施主体(責任)**  
自然災害: 市町村長、一定以上の場合: 知事  
武力攻撃等事態: 知事
- ④ 相互応援協定(自治体、企業等)

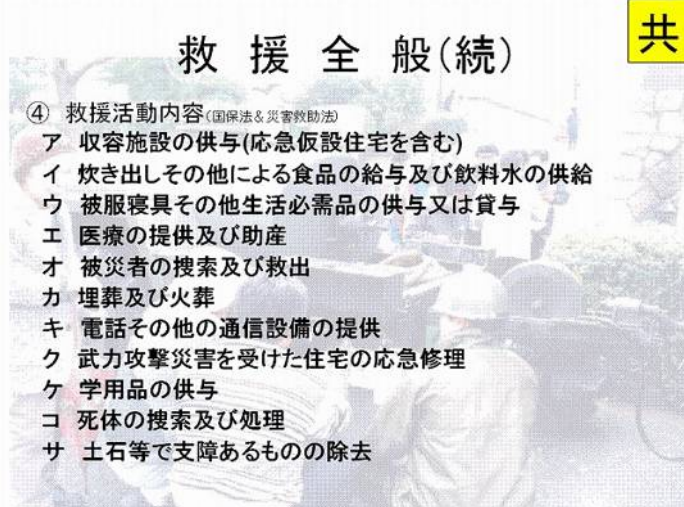


救援として実施される事項はスライドの通りです。これらの内容は事態の特性或いは時間の推移により変化するものです。

**共**

## 救援全般(続)

- ④ 救援活動内容(国保法&災害救助法)
  - ア 収容施設の供与(応急仮設住宅を含む)
  - イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
  - ウ 被服寝具その他生活必需品の供与又は貸与
  - エ 医療の提供及び助産
  - オ 被災者の捜索及び救出
  - カ 埋葬及び火葬
  - キ 電話その他の通信設備の提供
  - ク 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
  - ケ 学用品の供与
  - コ 死体の捜索及び処理
  - サ 土石等で支障あるものの除去



救援の程度及び方法については、厚労省の告示として「基準」が示されており、救援は、これらに基づいて実施されることとなります。

## 救援の程度及び方法

共

厚労省告示「救援の程度及び方法の基準」により実施

- 1 **収容施設の供与**  
学校、公民館等既存建物の利用、困難時には、  
野外に仮小屋又は天幕設営
- 2 **炊き出し等**  
直ちに食しうる現物供与、1010円/日以内
- 3 **生活必需品等**  
被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具  
及び食器、光熱材料
- 4 その他(医療、捜索・救出、埋葬及び火葬等々)

武力攻撃事態等の場合の救援については、事態の特性に鑑みスライドのようになっております。自然災害の場合には特別な場合を除き都道府県域内で対処できると考えられるので、このような規定はありません。然し、状況によっては、武力攻撃事態における救援と同じポリシーが適用されることも在り得るでしょう。

## 武力攻撃等の場合の救援の特異性



事態の特性に鑑み

- 1 **救援の実施主体は都道府県知事**  
救援の一部を市町村実施  
知事の行う救援の補助
- 2 同一都道府県内で市町村域を超える  
避難の場合の救援の責任  
知事
- 3 都道府県域を超える避難住民の救援の責任  
受入れた都道府県知事

避難所の開設・運営等について説明します。武力攻撃事態と自然災害時の避難施設については指定権限が異なります。武力攻撃事態の避難施設は、救援責任が知事であることに鑑み知事が指定することとなります。

勿論市町村長と十分に調整されることは言うまでもありません。

## 2(1) 避難所の開設・運営等

共

### ○ 避難所の指定

国保法: **知事**が市町村長と調整し

**公共的施設**を、

民間施設は**施設管理者の同意**要す

(避難施設の指定は完了)

災対法: 市町村長

(地域防災計画で指定)



\* 阪神淡路大震災時には、陸自の宿営用天幕による支援を実施

避難施設を指定した場合にはその周知徹底や、災害時要援護者への配慮も必要です。

## 2(2) 避難施設の指定等

災

- 地域防災拠点のほか学校、公共施設及び民間施設から避難施設を指定
- 発災直後の緊急的な避難のみならず、被災者の臨時的な生活の場
- 概ね地域コミュニティ単位での指定
- 予め周知・徹底
- 災害時要援護者への配慮

武力攻撃事態における避難施設は、その事態の特性に鑑み、スライドに示されるような機能を具備すべきと考えられます。一朝一夕にこのような施設機能を具備するのは困難でしょうが、逐次の整備が望まれます。

## 2(3) 国保法: 避難施設に具備すべき基準

▲

- 施行令35条で定められている避難施設の基準  
(防災計画よりも基準が厳格)
- ①公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の**公益的施設**
- ②避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な**規模**
- ③速やかに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な**構造又は設備**を有する
- ④**火災その他の災害による影響**が比較的少ない場所
- ⑤**車両その他の運搬手段による輸送**が比較的容易な場所

武力攻撃事態において避難する施設の機能強化に関する委員会が設置されて、スライドにあるような事項を提言しております。目に見えない脅威の存在を考えると機能強化について異存はないでしょう。

## 2(4) 国民保護における避難施設の機能に関する検討



- 機能強化に関する検討委員会の開催
- 国民の生命及び身体を保護する為に提言

### ① 既指定施設の機能強化

衝撃・爆風の影響緩和、気密性、除染機能、侵入防止機能、情報収集機能、情報伝達機能、備蓄等

### ② 避難施設の更なる指定

一時的な避難(退避)の屋内施設を更に指定、民間施設の指定に向けた取り組み

避難所が設置されても、烏合の衆の集まりであってはなりません。誰かが、避難所を管理運営すべきですが、役場の職員はとても手が回らないでしょう。とすると、その施設の管理責任者が当初の間は管理運営の責任を有する事となり、事後その施設管理者の指導により避難住民自らが管理運営するようになってゆくのでしようし、その様な方向にもってゆくべきでしょう。その為にも地域コミュニティ単位に避難所を指定することが必要です。とはいえ、ずぶの素人ですので、管理運営のマニュアルを整備しておくことが必要でしょう。

## 2(5) 避難所の管理運営等

共

### ① 管理運営の主体

避難所運営に関する基本的事項の事前作成

**避難住民自らが管理運営主体**

(施設管理者や行政は、それを指導・方向付け)

### ② 避難所運営マニュアル

事前作成、所要に応じ修正

避難所運営に関する必要な事項を網羅したもの

管理運営に関する会議を行って、意思の疎通や問題点の解決を図る必要があります。個々の避難住民が己の問題として積極的に管理運営に参画する気運を醸成する必要があるでしょう。

避難所の管理運営等(続)

共

③ 管理運営会議等

多種多様な関係者間の  
意志の疎通、整齐たる避難所運営

④ 住民の積極的参画が不可欠